

第3回 富士河口湖町宿泊税検討委員会 議事録

日時：2025年11月10日（月）13:30-15:30

場所：富士河口湖町役場 研修室

参加委員・欠席委員：下記の表のとおり

（50音順・敬称略）

委員名	所属
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
大野 章	勝山観光協会 会長
小佐野 国博	北河口湖観光協会 会長
外川 和久	河口湖温泉旅館協同組合 理事長
外川 凱昭	河口湖観光協会 会長
堀内 治郎	大石観光協会 会長
堀内 貴丈	（一社）富士河口湖町観光連盟 理事長
宮下 昇	奥河口湖観光協会 会長
渡辺 信三	小立観光協会 会長
渡辺 正子	副町長
渡辺 安司	西湖観光協会 会長
渡辺 良次	精進湖観光協会 会長

（欠席）

九川 修	本栖湖観光協会 会長
------	------------

（オブザーバー）

氏名	所属
菅野 正洋	（公財）日本交通公社 観光研究部 上席主任研究員
工藤 亜稀	（公財）日本交通公社 観光研究部 研究員

（富士河口湖町事務局）

氏名	所属
古屋 昌浩	観光課長
渡辺 光夫	税務課長
三浦 貴洋	観光課 観光戦略係長
梶原 秀太	観光課 観光戦略係
井出 新二	税務課長補佐
山中 寛之	税務課長補佐

1. 開会

2. 町長あいさつ

以下、町長あいさつを要約

委員の皆様には、これまで 2 回の検討委員会を通じて、多くの貴重な意見やご指摘を賜ったことに、改めて感謝申し上げます。

宿泊税は、徴収を担っていただく事業者の皆様に多大なご負担をおかけするものとなる。しかし、人口減少や少子高齢化といった大きな社会問題を見据えた場合、現状以上に観光振興に使える予算の確保がますます難しくなっているのは現実である。私どもは、宿泊税を単に税収を増加させるものではなく、町が観光振興に真摯に取り組む姿勢と体制を整備するための手段であると考えている。今後、国内外の観光地として富士河口湖町の地位を確立していくためにも、宿泊税の導入は不可欠であると認識している。

前回の委員会で提示した制度設計案への意見を踏まえ、本日は「また来たい、長く滞在したい」と感じてもらえる観光まちづくりを目指し、制度設計自体の検討にとどまらず、集めた宿泊税をどのように活用し、町の観光をどのように発展させるかを念頭に置いて議論していただくことが非常に重要となる。全国的に宿泊税は進展を見せており、観光振興に充てる予算の有無が地域間の競争力を左右する要因となりつつある。また、宿泊税は目的税であるため、その使途や成果を町民や事業者の皆様に対して責任を持って説明する必要がある。委員の皆様には、それぞれの専門的知見と多様なご経験を存分に活かし、幅広い声を反映することで、行政だけでは偏りがちな視点を補完していただきたい。本日の議論を通じて、制度の方向性をさらに具体化し、将来にわたり効果を発揮する形に磨き上げていただきたく、建設的で前向きな議論をお願いし、私からの挨拶とする。

※渡辺町長は公務のため退席。

3. 議事

(1) 前回の検討委員会の振り返り

資料 2 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

(2) 宿泊税の制度設計及び答申（提言）内容について

資料 3 および資料 4 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

(3) 意見交換

・以下、各委員からの質問や意見交換の内容を記載。

（委員）政府が、出国税（国際観光旅客税）を現在の 1,000 円から 3,000 円や 5,000 円に値上げすると聞いている。自治体で観光に充てる財源がないから宿泊税を取るということだ

が、出国税の税収を各自治体に数パーセントでも交付すればよいのではないか。国の政策を見ると、出国税はスノーリゾート地域やICTへの支援が主になっており、スノーリゾートではない富士河口湖町には恩恵がない。

- （梅川委員長）国として集めた税収を有効に使うためには、ある程度ガバナンスをきかせられる方法、つまりやる気のある地域に補助をすること等を考える。たしかに出国税によって国全体の観光振興予算は増えるが、全ての自治体に一律に交付するということは考えにくい。そのため、各自治体が宿泊税のような法定外目的税を独自に作るという流れに近年なっている。また、スノーリゾートやICTは重点施策ではあるが、それ以外にも様々な受入環境整備等に出国税は使われている。観光庁では、今観光立国推進基本計画の第5次計画の内容を検討している。その内容を見れば、向こう5年の国の観光政策の方向性がわかるかと思う。

（委員）宿泊税を導入する自治体が増えてきてはいるが、日本の全市町村が1700ほどある中で、宿泊税を導入しているのはごく一部と言える。国民のほとんどが宿泊税を認知していない可能性もある。そのため、お客様に事前に認識していただけていないケースを懸念している。町で、フロントで使えるチラシやポスターを準備するとのことであるが、事業者の説明をさせるのではなく、来る前に知っていただくための対策を考えるべき。

- （観光課）今後導入に至った際には、大手の旅行会社との連携や、町のHPへの掲載、プロモーション動画での宣伝など、できる限りの周知方法は考えたい。なるべく宿泊事業者の皆様にご迷惑がかからないように進めたい。
- （委員）宿泊税を徴収することの周知だけではなく、お客様から見て、宿泊税が何に使われているかもわかるようにしてほしい。
- （観光課）用途について開示することもセットだと考えている。また、いきなり徴収を始めるのではなく、周知期間を1年ほど設ける予定。事前に予約しているお客様もいるかと思うので、そのような方にも周知の対応をしたい。

（委員）違法民泊について、現在町で把握しているのは何件なのか。

- （観光課）違法は見つけ次第対応はするが、事務を所管している山梨県と情報共有したところ、町内での違法民泊は把握していない。実際にどの程度できるか断言できないが、今後足を運んで調査させていただくことは考えている。
- （委員）違法民泊が現状で0ということはある得ない。違法民泊が存在しているという前提で情報を集めるべき。

（委員）子供も課税免除しないということであるが、乳幼児でも免除しないのか。

- （観光課）各宿泊事業者の料金体系や約款によって異なる。乳幼児でも宿泊料金を取っている場合には宿泊税も徴収することになる。食事なし、布団なしで無料という場合には、宿泊料金が発生していないので、宿泊税は発生しないという考え方に

なる。

- (委員) つまり、各事業者で免税点を設けられるということか。
 - (観光課) 免税点ではなく、宿泊料金を取るかどうかの判断が各事業者によって異なるということ。免税ではない。
 - (委員) 入湯税は 12 歳未満が課税免除なので、混乱する。
 - (委員) 645 件の事業者のうち、入湯税を取っているのはどれくらいなのか。
 - (税務課) 入湯税を徴収しているのは 53 施設である。
 - (観光課) 資料 4 の 18~19 頁に他地域の事例を一覧にしている。温泉地の自治体では、事業者のうち、ほぼ全ての事業者が入湯税も徴収していることから、統一しないと影響が大きいということで、宿泊税も 12 歳未満免除としている例もある。富士河口湖町の場合は、645 件のうち入湯税を徴収しているのは 53 件と比較的少ないため、入湯税と合わせずに 12 歳未満からも徴収する案としている。
 - (委員) 統一しないと現場での説明がややこしくなる。
 - (観光課) ご負担をかける分、特別奨励金をお支払いすることを考えている。会計システムの改修によって入湯税と宿泊税を分けることは難しいのか。
 - (委員) 特別奨励金は微々たるもの。会計システムで入湯税と宿泊税をそれぞれ設定することは可能だが、お客様が納得してくれるかという部分が問題。
- (委員) 既に制度の内容が決まっているような書かれ方がされているが、定額 200 円というのは決定なのか。段階的定額もあり得ると思う。
- (梅川委員長) 第 1 回と第 2 回の委員会での議論を踏まえて、今回制度案が出されている状況かと思う。
 - (委員) これまで他地域の事例は見てきたが、定額にすることや、金額を 200 円にすることは決定していないはずである。
 - (観光課) 現在のものはあくまで案であり、決定事項として提示しているわけではない。前回までの議論の内容から、報告書という形にするとこうなる、というのを今回ご提示している。
 - (委員) 宿泊料金が 5,000 円でも 2 万円でも同じく 200 円というのは違和感がある。段階的定額制も検討すべき。
 - (梅川委員長) この委員会の中で、段階的定額が良いという意見でまとまれば、その方向で提言することになる。委員会の回数も決まっているので、限られた時間で議論して適切な結論を出すというのが、この委員会の目的。時間無制限に議論をすることはできない。次回は第 4 回なので、本日である程度方向性は決めていきたい。他の委員のご意見もうかがいたい。
 - (委員) 前回欠席だったが、今回の話を聞いてできれば段階的定額制が良いと感じた。
 - (梅川委員長) 宿泊税導入済自治体のある市では段階的定額制を導入しており、富

土河口湖町と同じように、インバウンドのお客様が来ている。違法民泊も多く、富士河口湖町と似た状況となっている。

(委員) 入湯税と宿泊税は二重課税に感じるので、どちらかにしてほしい。

→ (梅川委員長) 入湯税は地方税法で決まっているものなので、廃止することはできない。

→ (委員) 福岡市は宿泊税の導入に伴って入湯税が減額になっている。富士河口湖町でも同じことは考えられないのか。53 件の事業者が入湯税と宿泊税をとって、あとの 600 件近くが宿泊税だけというのは不公平。廃止は無理だとしても、減額するのはあり得ないのか。

→ (委員) 入湯税は温泉を引いていることを理由に徴収しているのだから、不公平ではないのではないのか。

→ (委員) 2026 年の 3 月には議会に提出というスケジュールということであるが、全 4 回の会議だけで決められることではなく、数年かけて議論すべきことではないか。今の町の現状からすると、このまま進めるのは危険だと感じる。富士河口湖町の場合は、他の自治体と比較しても、合宿やコテージやキャンプなど、施設の形態も様々。外国人のお客様は海外サイトから予約して来ているが、そのような人たちにフロントで宿泊税について説明し、納得してもらえなかった場合は、泣き寝入りするしかない。

→ (梅川委員長) ご懸念は理解するが、例えば山梨県が先に宿泊税を導入することもあり得る。町として早く導入した方が、皆さんが観光振興に使える財源が増える。町の予算を増やすためではなく、民間の皆さんが観光振興するための独自財源が作られると考えてほしい。

→ (委員) それは理解している。ただ、徴収する現場の負担は大きい。大きなホテルでは立派なフロントがありスタッフもいるかもしれないが、町の大半は民宿などの家族経営の宿泊施設で、仕事が増えるだけ。海外サイトからの予約では、事前決済で全て込みの料金になる。そのような外国人に対して、後から宿泊税のみ徴収するというのは、言葉も通じない中で、現実としてできない。

→ (委員) OTA サイトでは入湯税は込みとして、実質値上げした形で掲載している。

→ (委員) OTA サイトは、宿泊税込の料金としての掲載はできないことになっているはずである。規約上できないので、チェックアウト時に改めて徴収するか、サイト上で上乗せした金額を掲示するしかない。ただし、宿泊税込という掲載はできない。

→ (委員) 外国人向けにフロントで使えるフローチャートでもあれば、まだ説明できる。

→ (観光課) 多言語対応の説明できるものは用意したいと思う。

→ (梅川委員長) 宿泊税については、海外の方が浸透しているものなので、抵抗は少

ないかと思う。入湯税は海外にはないので、たしかに説明が難しいことがあるかと思う。

（委員）精進湖周辺では、宿泊事業として力を入れているのはほんの一部。コロナ禍を経て半減してしまった。7割は釣りのお客様で、少しでも安く宿泊したいという方々を対象としている。そのような事業者から一律 200 円をとることで理解を得るのは、今の段階では難しい。

（委員）段階的定額という意見がこれまで出ていたが、宿泊料金が低い方が宿泊税も高くなるということになると、料金が安い施設にお客様が流れていかないかという懸念もある。導入するということであれば、周知徹底をしてほしい。

- （委員）当協会だけでも会員が 7、80 人おり、中には宿泊税導入に反対の人もいる。意見をまとめるのは簡単ではなく、先ほど他の委員の発言にもあったように、もっと議論に時間をかけるべきではないか。
- （副町長）この場で、期限を延ばしたり、会議を増やしたりということまでは断言できないが、今回制度設計については問題点がいくつか上がったので、それらについては今後町の方でも検討するし、委員の皆様にもそれぞれの協会での意見を集約していただければ、次回で議論が前に進むかと思う。
- （梅川委員長）最終的には、税の問題なのだから、行政が決めることかと思う。委員の皆様には望ましい案についてアイデアを出していただき、委員会として制度を提言することまでが役割であり、最後は行政がしっかりと決めていくこと。そうしなければ進まないかと思う。

（委員）富士河口湖町は様々な価格帯の施設があり、入湯税との関係もあるので、他の地域を参考にするだけではなく議論が必要。低額の施設の免税点についてはもう少し検討してほしい。

（委員）一番困るのは、入湯税と宿泊税で、12 歳未満を課税免除にするか統一されないという部分。お客様に説明できない。導入の段階で掛け違うと、後々大きな問題になる。また、特別奨励金について、2.5～3%とのことだが、クレジット決済が主流になると、手数料が 3～5%なので、全てそこに吸収されてしまう。持ち出しが出る可能性もある。フロントで現金で受け取れば良いが、必ずしもそうできない。実際に入湯税では事業者の持ち出しが発生しており、納得できていない。

- （委員）宿泊税を導入している他の自治体では、特別奨励金についてはどう扱っているのか。
- （観光課）資料 4 の 18～19 頁に記載しているが、2.5～3%とし、上限額を 50 万

円や 100 万円と設定している自治体がある。

- （委員）日本人の観光客が減っているので、今後インバウンドに頼らざるを得ない。インバウンドは直前のキャンセルも多いので、それを予防するために事前決済は必要。ただし、そうすると後から宿泊税だけ徴収ということが難しい。
- （梅川委員長）他の自治体でも手数料の問題は出ているはずなので、対処法はわかるのではないか。
- （観光課）他の自治体でも、手数料と特別奨励金の問題は必ず出ている。ただ、基本的に、税金に対して特別奨励金を払うというのは例外的な対応であり、住民税や入湯税なども特別奨励金はない。税金を代理徴収する特別徴収義務者に対して特別奨励金を払うという考えが例外的な考え方である。そのような状況下で、宿泊税については先行自治体が知恵を出して、特別奨励金の制度を確立できている。

4. その他

- ・ 次回の検討委員会の開催日程は改めて通知する。

5. 閉会

以上